

事業主の
皆さまへ

「ひとり親」の就労を ご支援ください

母子家庭の母等や父子家庭の父（「ひとり親」）は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、就職に当たっては、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

国と地方公共団体では、平成25年3月1日に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れたり、その他の協力を要請することにしました。また、平成27年12月には政府として「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」をまとめました。

そこで、事業主の皆さまには、このような状況をご理解の上、ひとり親の就労をご支援いただきますようお願いいたします。助成金制度がありますので、ぜひご活用ください。

ひとり親の雇用促進にご協力ください

ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、最寄りのハローワークや「母子家庭等就業・自立支援センター」※に求人情報の提供をお願いします。

※都道府県、政令指定都市、中核市に設置されており、ひとり親家庭に対して無料の就業相談・講習会・情報提供などを行っています。

母子家庭等就業・自立支援センター一覧

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000097529.pdf>

支援するメリット

- 就業促進を通じて、ひとり親家庭を経済的に支え、子どもの成長を育み、社会に貢献することができます。
- ひろ親を雇用する事業主は、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用奨励金などを活用できる場合があります。

ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金や奨励金 (平成28年度)

● 特定求職者雇用開発助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成します。

・短時間労働者以外 中小企業…60万円 中小企業以外…50万円

・短時間労働者 中小企業…50万円 中小企業以外…30万円

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

● トライアル雇用奨励金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に、対象者1人当たり月額最大5万円（最長3か月間）の奨励金を支給します。

● キャリアアップ助成金の加算

正社員化コースを実施する際に、対象労働者がひとり親の場合に助成金が加算されます。

☆平成28年度より「トライアル雇用奨励金」と「特定求職者雇用開発助成金」の併用が可能となりました！

これらの助成金、奨励金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母等と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。詳しくは、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

全国ハローワーク一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

都道府県労働局一覧

<http://www.mhlw.go.jp/link/index.html>

若年労働者等の雇用についてのお願い

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県内の経済情勢は、一部に弱さが見られるものの、緩やかな回復基調が続いております。

県内の雇用情勢についても緩やかに改善し、平成28年3月の有効求人倍率は、1.06倍まで上昇しましたが、正社員に限れば、0.68倍にとどまるとともに、新卒時に非正規の職に就くと、その後正社員になることが難しく、正社員を希望する人にとって、厳しい状況となっています。

また、女性が働く場面で力を十分発揮できているとはいえない現状や中高年齢者の就労問題、県内企業の障害者雇用率が依然として低いことなど、雇用をめぐる多くの課題があります。

つきましては、将来にわたる千葉県経済の発展のためにも、雇用の拡大及び働きやすく、魅力ある職場づくり並びに企業の業況を踏まえた賃金の引き上げに向けた取組にお力添えをいただくとともに、「全員参加の社会」の実現のため、特に次の事項について深い御理解を賜り、御協力をお願い申し上げます。

1. 若年労働者（新卒未就職者を含む）について

若年者について、正社員として一人でも多く採用するとともに、学校卒業後3年以内の既卒者の新卒枠での採用、及び非正規社員の正社員化の促進に加え、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、適切な職業選択に向けた職場情報の提供や、職場定着に向けた研修や職業訓練などの取組を実施されますようお願いいたします。

2. 多様な人材の採用について

女性、中高年齢者、障害者等多様な人材が、それぞれの希望をかなえて、能力を発揮し、生きがいを感じることができるよう、積極的な採用の御検討をお願いいたします。

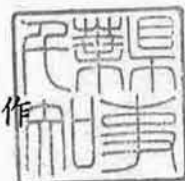
貴団体の益々の御発展と貴台の御健勝を御祈念申し上げます。

平成28年5月

千葉県中小企業団体中央会

会長 平 栄三 様

千葉県知事 森 田 健 作



千葉県教育長 内 藤 敏 也



千葉労働局長 福 澤 義 行

